

令和 5 年度伊丹市工業用水道事業会計予算の繰越し使用することの報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により，令和 5 年度伊丹市工業用水道事業会計予算に計上の費目の一部は，年度内に支払義務が生じなかったので，その額を別記令和 5 年度伊丹市工業用水道事業会計予算繰越し計算書のとおり，令和 6 年度へ繰り越して使用することとした。

よって，同条第 3 項の規定により，議会に報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

伊丹市長 藤原 保幸

令和5年度 伊丹市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						企業債	出資金	工事負担金	国庫補助金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	273,107,000	67,890,177	161,454,000	36,200,000	0	0	0	125,254,000

不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 し資産の購入限度額	説 明
43,762,823	0	地下埋設物等の影響により、関係機関との調整に不測の日数を要したため。